

議案第209号

都市公園の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

平成29年9月13日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、都市公園の管理のかしにより発生した事故による損害賠償の額を決定する必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

都市公園の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

都市公園の管理のかしに基づく損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
福岡市城南区 [REDACTED] [REDACTED]	316,282円

2 事件の概要

平成29年6月10日午後7時5分頃、市内中央区南公園地内の南公園内の樹木の枝が枯れていたため、当該枝が折れて落下し、同公園に隣接する道路を走行中の相手方 [REDACTED] 氏所有の小型乗用自動車に接触し、当該車両が破損して損害が生じたものである。